



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 日本製粉株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小寺 春樹
(コード番号 2001 東証第一部)
問 合 せ 先 理事広報部長 満生 潔
(Tel (03)3350-3900)

単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 192 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めたことから、当社は当社株式の単元株式数を 100 株に変更（以下「本単元株式数変更」といいます。）することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施（以下「本株式併合」といいます。）することといたしました。

(2) 併合の内容

- ・併合する株式の種類 普通株式
- ・併合の比率 平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、2 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ・併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	165,048,018 株
今回の併合により減少する株式数	82,524,009 株
株式併合後の発行済株式総数	82,524,009 株

(注)「今回の併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	18,476 名 (100.00%)	165,048,018 株 (100.00%)
2 株未満	476 名 (2.58%)	476 株 (0.00%)
2 株以上	18,000 名 (97.42%)	165,047,542 株 (100.00%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法第 234 条及び第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 28 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	696,590,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 28 年 10 月 1 日付）	300,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

- ・平成 28 年 5 月 25 日 取締役会決議日
- ・平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日
- ・平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

4. その他

本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

ご参考 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的はなんですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の売買単位を 100 株に統一することを目指しています。当社も東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 28 年 10 月 1 日予定）の前後で、ご所有の株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,333 株	1 個	666 株	6 個	0.5 株
例③	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例④	250 株	なし	125 株	1 個	なし
例⑤	59 株	なし	29 株	なし	0.5 株
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合（上記の例②、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金は、平成 28 年 11 月中旬にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株だけの場合（上記⑥の場合）、この1株については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式の併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合によって生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか。

特に必要なお手続はございません。なお、上記Q 3. のとおり2株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

Q 9. 株主優待制度はどうなりますか。

平成29年度の株主優待制度は見直しを検討しております。その詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

Q 10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成28年6月29日 定時株主総会

平成28年9月28日 100株単位での売買開始日

平成28年10月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成28年10月下旬 株式割当通知の発送

平成28年11月中旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)